

新定率法のポイント

□減価償却制度の改正

平成19年度の税制改正で、減価償却制度の大改正が行われ、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、残存価額、償却可能限度額が撤廃され、法定耐用年数経過時に取得価額の全額償却が可能となっています。ここでは、改正後の定率法の計算方法を確認します。

□計算方法

定率法の減価償却費は、次の算式で計算されますが、算式そのものは従来と変わっていません。ただし、償却率が改正され、定額法の償却率の250%（端数処理の関係がありますので、実際は定率法の償却率表に規定された率）とされています。

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{期首未償却残}}{\text{高}} \times \frac{\text{定率法の償却率}}{\text{高}}$$

なお、期の途中で取得した減価償却資産については、月割計算（1月未満の端数は切上）を行います。

□定額法的な計算への切替

新定率法の償却率は、定額法の償却率の250%とされていますが、そのまま定率法の計算を続けていくと、耐用年数経過時点で取得価額の全額を償却することができません。

そこで、途中から定額法のような計算に切り替えることとなりますが、具体的には、次のような判定を行い、計算することになります。

①減価償却費 $\geq$ 償却保証額(取得価額 $\times$ 保証率)

この場合には、通常の算式によって減価償却費を計算します。

②減価償却費 $<$ 償却保証額(取得価額 $\times$ 保証率)

この場合には、次の算式によって減価償却費を計算します。

$$\text{減価償却費} = \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率}$$

□保証率

保証率とは、定額法のような計算に切り替えるべき時期をチェックするために、耐用年数に



○交通違反をすると、軽い違反には反則金、重い違反には罰金が課されます。因みに反則金は前科にはなりませんが、罰金は刑罰なので前科になります。交通違反で集められた罰金は、一般財源として国庫収入となります。反則金のほうはいったん国庫に入り、信号機・標識・歩道など交通安全対策のために使われます。反則金収入は毎年800億円から900億円です。



応じて規定されている率で、償却保証額を算定するために用いられるものです。

□改定取得価額・改定償却率

改定取得価額とは、通常の計算式による減価償却費が、償却保証額を下回ったことにより定額法のような計算に切り替える事業年度の期首帳簿価額（前期末帳簿価額）をいいます。

また、改定償却率とは、その後の事業年度の償却費が每期一定となるように耐用年数に応じて規定されている率をいいます。

たとえば、耐用年数8年の場合、新定率法の償却率は0.313（旧定率法の償却率は0.250）、保証率は0.05111、改定償却率は0.334と定められています。

□償却方法の選定

平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産と区分して、資産の種類ごとや事業所ごとに減価償却方法を選定することになっています。

確定申告書の提出期限までに、「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなかった場合には、資産の種類ごとや事業所ごとに、旧定率法を選定している場合には新定率法を選定したものとみなされます。